

環 境 生 活 部

目 次

<環境生活部>

環境保全局 環境政策課

- 環境保全促進助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 簡易水道等施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 水道水源開発等施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 北海道生活基盤施設耐震化等補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

環境保全局 循環型社会推進課

- 循環型社会形成推進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 北海道海岸漂着物等地域対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 循環資源利用促進設備整備費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- リサイクル技術研究開発補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

自然環境局 自然環境課

- 自然環境整備交付金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 環境保全施設整備交付金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 生物多様性保全推進支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

くらし安全局 道民生活課

- 地域女性活躍推進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

くらし安全局 消費者安全課

- 地方消費者行政強化交付金（北海道消費者行政強化事業補助金）・・・・・・ 37

文化局 文化振興課

- 宝くじ文化公演事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- （一財）地域創造助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

スポーツ局 スポーツ振興課

- 学校施設環境改善交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

アイヌ政策推進局 アイヌ政策課

- 地方改善施設整備費補助事業（共同作業場等施設整備費）・・・・・・・・・・ 41
- 地方改善事業費（隣保館運営費等）補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- アイヌ政策推進交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
環境保全促進助成事業	都道府県 市（区）町村 市（区）町村が認めるコミュニティ組織	（一財）自治総合センター環境保全促進助成事業実施要綱	【趣旨】 コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る。 【対象事業】 都道府県、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業 【助成金の額】 上限額 ・都道府県又は市（区）町村 200万円 ・市（区）町村が認めるコミュニティ組織 100万円				10/10 以内		https://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity	予算補助
簡易水道等施設整備事業	市町村 一部事務組合	水道法 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱（国） 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領（国）	1 水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた「水道未普及地域解消計画」に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの (1) 新設 簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 (2) 広域簡易水道 広域簡易水道施設を新設する事業 (3) 飛地区域 飛地区域の簡易水道又は飲料水供給施設の整備を行う事業 (4) 給水区域内無水源 給水区域内の無水源地区の水道施設の整備を行う事業 (5) 区域拡張 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業 2 簡易水道再編推進事業 (1) 統合簡易水道 ア 市町村が策定する「統合簡易水道施設整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 イ 統合簡易水道施設の給水区域内において他の水道事業から浄水を受けて施設整備を行うもので、厚生労働大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 (2) 簡易水道統合整備事業 ア 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 3 生活基盤近代化事業 (1) 増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業 (2) 基幹改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設（離島のみ）の基幹的施設の改良を行う事業	1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2)		3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2)		水道事業債 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 100% （ただし、水道事業債の対象となる事業は50%）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html	令和5年度 法律補助 （一部予算補助） （ ）内は離島 ※1～3の補助率は以下のとおり 財政力指数が0.30を超える市町村で、単位管延長20m以上の場合は4/10、6m以上20m未満の場合は1/3、6m未満の場合は1/4 財政力指数が0.30以下の市町村で、単位管延長7m以上の場合は4/10、7m未満の場合は1/3 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で、単位管延長1m以上の場合は4/10 水源地域対策特別事業は4/10 放射線量分析機器は1/4

			(3) 水量拡張 簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業 4 閉山炭鉱水道施設 石炭鉱業の整理等に伴う水道施設の管理替により、市町村がかわって給水を行う場合における、旧施設の改良又は更新事業	1 / 3		2 / 3				
水道水源開発等施設整備事業	市町村 一部事務組合	水道法 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱（国）	1 水道水源開発施設整備費 (1) 水道水源開発施設整備費 水道の水源の開発の用に供するダム、堰、水路、海水淡水化施設及びこれらと密接な関連を有する施設の整備事業 (2) 遠距離導水等施設整備費 1の事業と一体であり、かつ導水路の延長が7km以上となる取水施設及び導水施設の整備事業 (3) 水道施設機能維持整備費 基幹となる浄水施設における非常用自家発電設備等の整備、土砂災害への対策工事及び浸水災害への対策工事 2 高度浄水施設等整備事業 ア 高度浄水施設整備事業 生物処理、オゾン処理、活性炭処理及びストリッピング処理等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全・安定のための原水調整池、従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過処理施設、貯水池水質改善装置、硬度低減のために必要な施設の整備事業及びこれらの整備事業と同等の浄水性能が得られる施設の整備事業 イ 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するための水道施設の整備事業 ウ 代替水源施設整備事業 有機フッ素化合物又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設の整備事業 エ アからウに掲げる施設と密接な関連を有する施設	1 / 3 又は 1 / 2 1 / 4 又は 1 / 3 1 / 4 又は 1 / 3 (1/2)		2 / 3 又は 1 / 2 3 / 4 又は 2 / 3 3 / 4 又は 2 / 3 (1/2)		水道事業債 100%	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html	令和5年度 法律補助 (一部予算補助) ()内は離島 ※1の(1)及び(2)の補助率は以下のとおり 平成21年度以前に採択された水道事業で資本単価が140円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/㎡以上の場合は1/2、その他の場合は1/3 ※1の(3)の補助率は以下のとおり 非常用自家発電設備等の整備は1/4、その他の場合は1/3 ※2の補助率は以下のとおり 平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う場合は1/3、その他の場合は1/4 クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処する事業であって、水道事業で資本単価が90円/㎡以上、または水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上の要件を満たさない場合は1/4

<p>北海道生活基盤施設耐震化等補助事業</p>	<p>市町村 一部事務組合 PFI事業選定事業者</p>	<p>水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（国） 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領（国） 北海道生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱（水道施設関連事業分）（道）</p>	<p>1 水道施設等耐震化事業 (1) 水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた「水道未普及地域解消計画」に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの ア 新設 簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 イ 広域簡易水道 広域簡易水道事業を新設する事業 ウ 飛地区域 飛地区域の簡易水道又は飲料水供給施設の整備を行う事業 エ 給水区域内無水源 給水区域内の無水源地区の水道施設の整備を行う事業 オ 区域拡張 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業 (2) 簡易水道再編推進事業 ア 統合簡易水道 (7) 市町村が策定する「統合簡易水道施設整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 (4) 統合簡易水道施設において他の水道事業から浄水を受け施設整備を行うもので、厚生労働大臣が必要と認めたもの (9) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 イ 簡易水道統合整備事業 (7) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づく統合整備及び新設事業 (4) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 (3) 生活基盤近代化事業 ア 増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業 イ 基幹改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設（離島のみ）の基幹的施設の改良を行う事業 ウ 水量拡張 簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業 (4) 高度浄水施設等整備費 ア 高度浄水施設等整備費 生物処理、オゾン処理、活性炭処理及びストリッピング処理等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全・安定のための原水調整池、従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過処理施設、貯水池水質改善装置、硬度低減のために必要な施設の整備事業及びこれらの整備事業と同等の浄水性能が得られる施設の整備事業 イ 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するための水道施設の整備事業 ウ 代替水源施設整備事業 有機フッ素化合物又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設の整備事業 エ アからウに掲げる施設と密接な関連を有する施設</p>	<p>1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2)</p>	<p>3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2) 3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2) 3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2)</p>			<p>水道事業債 100%</p>	<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/seikatukiban.html</p>	<p>令和5年度 法律補助 （一部予算補助） （ ）内は離島 ※1の(1)～(3)の補助率は以下のとおり 財政力指数が0.30を超える市町村で、単位管延長20m以上の場合は4/10、6m以上20m未満の場合は1/3、6m未満の場合は1/4 財政力指数が0.30以下の市町村で、単位管延長7m以上の場合は4/10、7m未満の場合は1/3 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で、単位管延長1m以上の場合は4/10 水源地域対策特別事業は4/10 放射線量分析機器は1/4 飲料水供給施設は、4/10 ※1の(4)の補助率は以下のとおり 平成27年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業は1/3、その他の事業は1/4</p>
--------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---	--	--	-----------------------	--	--

			<p>(5) 緊急時給水拠点確保等事業</p> <p>ア 配水池 配水池及び配水池と密接な関連を有する施設の整備事業</p> <p>イ 緊急時用連絡管 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者内で水道水を相互融通できる施設の整備事業</p> <p>ウ 貯留施設 送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業</p> <p>エ 緊急遮断弁 緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業</p> <p>オ 大容量送水管 緊急時に対応するための貯留施設を合わせ持つ大容量の送水管の整備事業</p> <p>カ 重要給水施設配水管 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で耐震機能を有するものの整備事業</p> <p>キ 基幹水道構造物の耐震化事業 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業</p> <p>ク 水道施設耐災害性強化事業 災害復旧事業と併せて行う水道施設の災害対策事業</p>	<p>1/4 又は 1/3 (1/2)</p>	<p>3/4 又は 2/3 (1/2)</p>				<p>※1の(5)のAからキ及び(6)のウ、エの補助率は以下のとおり</p> <p>平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業は1/3、その他の事業は1/4</p> <p>※1の(6)のAの補助率は以下のとおり</p> <p>水道事業で資本単価が90円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上であり、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業は1/4、その他の事業は1/3</p> <p>水道事業で資本単価が140円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価が100円/㎡以上であり、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業は1/3、その他の事業は1/2</p> <p>厚生労働大臣が認める事業は1/4</p> <p>※1の(6)のオの補助率は以下のとおり</p> <p>平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業は1/2、その他の事業は1/3</p>
			<p>(6) 水道管路耐震化等推進事業</p> <p>ア 老朽管更新事業 地震による被害又は今後特にその恐れがある地域で、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管の更新事業(ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については、基幹管路に布設されているものに限る)</p> <p>イ 水道管路緊急改善事業 布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管の更新事業(ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る)</p> <p>ウ 管路近代化事業 直結給水を実施するための石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の更新事業</p> <p>エ 鉛管更新事業 鉛管の更新事業</p> <p>オ 基幹管路耐震化整備事業 災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁等までの区間内の導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業</p> <p>カ 海底送・配水管更新事業 布設後20年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更新事業</p> <p>キ 水管橋耐震化等事業 布設後40年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事業</p>	<p>1/3 (1/2)</p> <p>1/3 又は 1/4 又は 1/2 1/3 (1/2)</p> <p>1/3 (1/2)</p> <p>1/4 又は 1/3 (1/2)</p> <p>1/3 (1/2)</p> <p>1/3 又は 1/2 (1/2)</p> <p>1/3 (1/2)</p>	<p>2/3 (1/2)</p> <p>2/3 又は 3/4 又は 1/2 1/3 (1/2)</p> <p>2/3 (1/2)</p> <p>3/4 又は 2/3 (1/2)</p> <p>2/3 又は 1/2 (1/2)</p> <p>2/3 (1/2)</p>				

			ク 導水管・送水管複線化事業 河川を横断する導水管又は送水管の複線化を図る施設整備事業	1/3		2/3				
			2 水道事業運営基盤強化推進等事業 (1) 水道事業運営基盤強化推進事業 ア 広域化事業 都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）に基づく圏域における市町村域を超えて3事業体以上の広域化であり、事業開始後5年以内に広域化を実現する施設の整備事業（全体計画は原則10年間、令和16年度までの時限事業） イ 運営基盤強化等事業 広域化後の圏域において運営基盤を強化する施設の整備事業（広域化事業の総額が上限） ウ 水道施設共同化事業 将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業 エ 水道施設再編推進事業 一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業 オ 水道施設台帳電子化促進事業 広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業 (2) 水道広域化施設整備費 ア 特定広域化施設整備費 平成26年度以前に採択された事業であって、現在居住人口が50万人以上であり、広域的水道整備計画に基づき給水量の増加を伴う水道施設の新設又は増設事業 イ 一般広域化施設整備費 平成21年度以前に採択された事業であって、現在居住人口が50万人以上であり、給水量の増加を伴う水道施設の新設又は増設事業 ウ 広域化促進地域上水道施設整備費 平成26年度以前に採択された事業であって、広域的水道整備計画の区域内にあって、かつ特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であり、計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する水道施設の新設又は拡張事業 エ 水道広域化促進事業費 平成26年度以前に採択された事業であって、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される水道施設の整備事業 (3) 水道水源自動監視施設等整備事業 ア 水道水源自動監視施設整備費 水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的に水道水源の監視を行うために必要な理化学的指標検査装置等の整備事業 イ 遠隔監視システム整備費 簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業	1/3		2/3				
			3 官民連携等基盤強化推進事業 官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業（令和10年度までの時限事業）	1/3又は 1/4 <small>(上限5,000万円)</small>		2/3又は 3/4				
			4 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道	1/3		2/3				

※3の補助率は以下のとおり

平成29年度以降に事業を開始した場合は1/4、その他の場合は1/3

			サービスの実現を図る事業 5 生活基盤施設耐震化等効果促進事業 複数事業者間で実施するアセットマネジメント又は施設統廃合計画や業務継続計画の策定等のソフト事業	1 / 3	2 / 3				上記にかかわらず、公共施設運営事業（コンセッション）を含めた PFI を導入するために行う事業にあっては定額補助（補助上限 5,000 万円）
--	--	--	---	-------	-------	--	--	--	---

所管部課名 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
循環型社会形成推進交付金	市町村 一部事務組合 広域連合	循環型社会形成推進交付金交付要綱（国）	循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費 （廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができる） 【交付対象】 人口5万人以上又は面積400k㎡以上の地域計画対象区域 ただし、離島地域、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域（構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等）、浄化槽整備事業については、人口又は面積にかかわらず対象 【交付対象事業】 ○地域計画に掲げられた次の事業 (1) マテリアルリサイクル推進施設 (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設 (3) 高効率ゴミ発電施設（着手時期等の条件あり） (4) 廃棄物運搬中継施設 (5) 有機性廃棄物リサイクル推進施設 (6) 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く） (7) 最終処分場再生事業 (8) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3） (9) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）（し尿処理施設に限る） (10) 漂流・漂着ごみ処理施設 (11) コミュニティ・プラント (12) 浄化槽設置整備事業 (13) 公共浄化槽等整備推進事業 (14) 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県のみ） (15) 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ） (16) 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ）（離島地域） (17) 施設整備に関する計画支援事業 ○交付限度額を算出する場合の要件 ・(1)(2)(3)(4)(5)(6)(10)(11)(15)(16) ～施設の新設、増設に要する費用	1 / 3 (1/2)		2 / 3 (1/2)		（浄化槽整備） 下水道事業債 100%	【循環型社会形成推進交付金サイト】 https://www.environment.go.jp/recycle/waste/3r_network/index.html 【環境省浄化槽サイト】 https://www.environment.go.jp/recycle/jokaso/data/koufu/koufu.html	予算補助 (1)、(2)の事業で、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る事業は1/2 (3)の事業で、高効率発電に必要な設備に係る事業は1/2 (9)の事業及び(12)、(13)のうち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は1/2 沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）、奄美群島離島地域において(2)の事業（高エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る）、(3)の事業（高効率発電に必要な設備に限る）(5)の事業のうちし尿を処理する施設を整備する事業、(9)～(14)の事業並びに(17)の事業（(3)、(5)の事業のうちし尿を処理する施設を整備する事業、(9)～(14)までに係る事業に

			<ul style="list-style-type: none"> ・ (7) (8) (9) (12) (13) ～事業に要する費用 ・ (14) ～設置後原則として7年以上経過した機械・装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したのものについて原則として当初に計画した能力まで回復させる改造に要する費用 ・ (18) ～交付対象事業である廃棄物処理施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用 							限る。)は 1/2
北海道海岸漂着物等 地域対策推進事業	市町村 一部事務組合 広域連合	<p>地域環境保全対策 費補助金(海岸漂着物 等地域対策推進 事業)交付要綱(国)</p> <p>北海道海岸漂着物 等地域対策推進事 業補助金交付要綱 (道)</p>	<p>海洋ごみ(海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物)の回収・ 処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を 含む) ※1漂流ごみ等(水底土砂は除く。)の海からの持ち帰りが無償 で行われている事業については、定額(ただし、北海道全体で1 千万円の上限あり)。(上限を超える場合は右記の補助率とす る。)</p>	<p>海洋ごみ 7/10 以内 又は 7.8/10 以内 又は 8/10 以内 又は 9/10 以内</p> <p>朝鮮船籍 8.5/10 以内 又は 8.8/10 以内 又は 9/10 以内 又は 9.5/10 以内</p>	<p>海洋ごみ 3/10</p> <p>又は 2.2/10</p> <p>又は 2/10</p> <p>又は 1/10</p> <p>朝鮮船籍 1.5/10</p> <p>又は 1.2/10</p> <p>又は 1/10</p> <p>又は 0.5/10</p>			なし	<p>予算補助</p> <p>離島振興対策実施 地域9/10以内</p> <p>過疎地域及び半島 振興対策実施地域 8/10以内</p> <p>過疎法第5条第1 項の規定に基づく 特定市町村 7.8/10 以内</p> <p>上記を除く地域 7/10以内</p> <p>※1定額あり</p> <p>離島振興対策実施 地域9.5/10以内</p> <p>過疎地域及び半島 振興対策実施地域 9/10以内</p> <p>過疎法第5条第1 項の規定に基づく 特定市町村 8.8/10 以内</p> <p>上記を除く地域 8.5/10以内</p>	
循環資源利用促進設 備整備費補助事業	道内の事業所 (設置予定を 含む)で産業 廃棄物を排出 又は処理する 事業者(個人 又は法人)	循環資源利用促進 設備整備費補助金 交付要綱 (道)	<p>(1) 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクル に係る設備の整備</p> <p>(2) 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備</p> <p>(3) 特定の産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃 棄物、廃石膏ボード)のリサイクルに係る設備の整備</p>		<p>1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p> <p>2/3 以内</p>			<p>https://www.pr ef.hokkaido.lg .jp/ks/jss/set ubiseibi.html</p>	<p>予算補助</p> <p>※法定外目的税で ある「循環資源利用 促進税」の税収を財 源としている</p>	

リサイクル技術研究開発補助事業	道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る）	リサイクル技術研究開発補助金交付要綱（道）	概ね3年以内に事業化することを前提に行う、産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルに係る研究開発で、次に該当するもの ・基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る） ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善 (1) 道内に主たる事務所を置く中小企業、又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ (2) (1)以外						https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kenkyu.html	予算補助 ※法定外目的税である「循環資源利用促進税」の税収を財源としている
					2/3以内	1/2以内				

所管部課名 環境生活部 自然環境局 自然環境課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
自然環境整備交付金事業	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村	自然環境整備交付金交付要綱（国）	【交付対象事業】 1 国立公園において実施する公園施設の整備事業 2 国定公園において実施する公園施設の整備事業 3 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業 4 国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業 5 長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業	1/2を限度					https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html	予算補助
環境保全施設整備交付金事業	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村	環境保全施設整備交付金交付要綱（国）	【交付対象事業】 個別施設計画を策定した既存施設の長寿命化を主目的として実施する次の事業 1 国立公園において実施する公園施設の整備事業 2 国定公園において実施する公園施設の整備事業 3 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業 4 国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業 5 長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業	1/2を限度					https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/kofuyoko02.html	予算補助 ※当面、国立公園事業を優先して実施
生物多様性保全推進支援事業	地方公共団体 地域生物多様性協議会 地域連携保全活動支援センター 動物園、植物園、水族館、昆虫館等	生物多様性保全推進交付金交付要綱（国）	地域における生物多様性の保全再生に資する取組 (1) 特定外来生物防除対策 特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の調査及び防除等 (2) 重要生物多様性保護地域保全再生 国立・国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地等における生物の生息環境の保全再生等 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築 生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく	1/2以内					https://www.env.go.jp/press/108953.html	予算補助

民間事業者等、各種法人等		法定計画の作成、生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等 (4) 地域民間連携促進活動 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等 (5) 国内希少野生動植物種生息域外保全 国内希少種野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等 (6) 国内希少野生動植物種保全 国内希少野生動植物種を対象とした分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等 (7) 特定外来生物早期防除計画策定事業 地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は指定検討種の早期発見・早期防除に資する地域計画の策定及びこれに必要な調査等 (8) 里山未来拠点形成支援事業 重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	1/2以内						
			定額						
			定額						
			定額						
			3/4以内						

所管部課名 環境生活部 くらし安全局 道民生活課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域女性活躍推進交付金	都道府県及び市町村	地域女性活躍推進交付金交付要綱（国）	市町村が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための経費 1 活躍推進型 女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進 2 デジタル人材・起業家育成支援型 ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。 3 寄り添い支援・つながりサポート型 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。 (A) 寄り添い支援型プラス	1/2		1/2			https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/index.html	予算補助
				3/4		3/4				
				1/2		1/2				

			(B) つながりサポート型 (C) 男性相談支援型	3 / 4 1 / 2	3 / 4 1 / 2			
--	--	--	------------------------------	----------------	----------------	--	--	--

所管部課名 環境生活部 くらし安全局 消費者安全課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地方消費者行政強化交付金 （北海道消費者行政強化事業補助金）	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村及び適格消費者団体	地方消費者行政強化交付金交付要綱（国） 北海道消費者行政強化事業補助金交付要綱（道）	<p><推進事業></p> <p>(1) 消費生活相談機能整備・強化事業 ア 消費生活センター等整備事業 イ 消費生活相談窓口高度化事業 ウ 商品テスト強化事業 エ 地方苦情処理委員会活性化事業</p> <p>(2) 消費生活相談員養成事業 (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業 (4) 消費生活相談体制整備事業 (5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (6) 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務</p> <p><強化事業></p> <p>(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 ア 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実 (7) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備</p> <p>(4) 相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備 (5) 指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化 (イ) 広域連携の立上げ イ 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用 (7) 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）の対応強化 (4) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化） ウ 消費者教育・啓発への取組 (7) 高度な相談対応、相談員等のメンタルケア等 (4) 消費者教育の推進 (5) 風評被害払拭のための取組 (イ) 食品表示制度の普及・啓発 (4) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援事業 エ SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等） (7) エシカル消費の普及・促進 (4) 消費者志向経営 (5) 食品ロス削減の取組 オ 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組 (7) 価格監視・悪質事業者等への対応強化 (4) 公益通報者保護制度の推進</p> <p>(2) 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 ア 国が指定するテーマの研修への参加 イ 国が指定するテーマでの研修開催</p>	10/10 以内					https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/	<p>予算補助</p> <p>予算補助</p>

		(3) 霊感商法を含めた悪質商法対策事業 ア 消費者被害の防止・早期発見 (7) 消費者教育の推進・周知啓発 (イ) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築、運営（機能強化） イ 消費生活相談等の機能強化 (7) 消費生活相談の機能強化 (イ) 悪質事業者等への対応強化	10/10 以内						
--	--	--	-------------	--	--	--	--	--	--

所管部課名 環境生活部 文化局 文化振興課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
宝くじ文化公演事業	市町村等(市町村、特別区、広域連合等の地方公共団体。政令指定都市は除く)及び(一財)自治総合センター	宝くじ文化公演事業実施要綱	1 目的 宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する 2 事業 (1) 宝くじ文化公演 コンサート、演劇、落語などの各種公演 (2) 宝くじふるさとワクワク劇場 落語、漫才、地元の方々も参加する舞台等 (3) 宝くじまちの音楽会 3つのプログラムにより、地元合唱団等との共演コーナーを設けたコンサート (4) 宝くじおしゃべり音楽館 愉快的な話を交え、映画音楽の名曲を楽しむコンサート 3 経費 次に掲げるものは市町村等の負担とし、それ以外の経費は原則として(一財)自治総合センターが負担 (1) 会場使用料 (2) 会場設備、備品使用料 (3) 運営スタッフ費用及び付随経費 (4) ケータリング経費 (5) 飾花・花束代 (6) ポスター掲出・チラシ配布経費 (7) フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 (8) 広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費 (9) 地元出身者の募集及び参加に関する経費 (10) 入場券売り捌き手数料 4 その他 「宝くじ文化公演」事業1公演あたりの出演経費は、入場料収入を差し引いて、概ね500万円程度まで(講演会は概ね100万円程度まで)						https://www.jic-hi-sogo.jp/lottery/culture/01-2	予算補助
(一財) 地域創造助成事業	地方公共団体等(詳細は「補助基準等」欄参照)	地域の文化・芸術活動助成事業 助成要綱 地域伝統芸能等保存事業 助成要綱	1 地域の文化・芸術活動助成事業 (1) 助成目的 地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図り、さらに、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進を図る (2) 事業実施者 ①地方公共団体 ②指定管理者 ③特定公益法人						https://www.jaf-ra.or.jp/project/grant/	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
学校施設環境改善交付金	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 学校施設環境改善交付金交付要綱（国）	・地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/sports/b-menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm	法律補助
1 地域スポーツセンター新築、改造										
2 地域水泳プールの新築			・一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助 地震特措法第4条の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあつては1 / 2
3 地域屋外スポーツセンター新築			・一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
4 地域武道センター新築			・一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費 ア 柔・剣道場 イ 弓道場	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
5 社会体育施設の耐震化			・社会体育施設の耐震化に要する経費 ア 構造体の耐震化 イ 建築非構造部材の耐震対策等	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
6 社会体育施設の質的整備事業			・社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 脱炭素社会実現に向けた整備工事 イ 空調整備工事 ウ トイレ環境改善工事	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地方改善施設整備費補助事業（共同作業場等施設整備費）	市町村	地方改善施設整備費補助金交付要綱（国）	市町村がアイヌの人たちが居住する地区の住民の生活環境の改善を図るため実施する共同作業場、下水排水路、地区道路等の施設の整備事業	1/2		1/2			なし	予算補助
地方改善事業費（隣保館運営費等）補助事業	市町村	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱（国）	市町村が設置したアイヌの人たちが居住する地区の生活館の運営に要する経費	2/4	1/4	1/4			なし	予算補助
		生活館運営費補助金交付要綱（道）			3/4	1/4				
アイヌ政策推進交付金	市町村	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法） アイヌ政策推進交付金交付要綱	市町村が国に申請し認定されたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費	8/10		2/10			https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html	【参考情報】 国から市町村に対し直接交付